

慶弔などでの休み

特別休暇

皆さん自身が結婚したり、身内に不幸があった場合などは、有給休暇とは別に下表の特別休暇を付与します。休暇日数等は次の通りです。

種類	休暇日数
本人が結婚するとき	3日
子女が結婚するとき	2日
配偶者・父母及び子女が死亡したとき	3日
祖父母及び兄弟姉妹が死亡したとき	1日

(詳細は [就業規則第60条](#)参照)



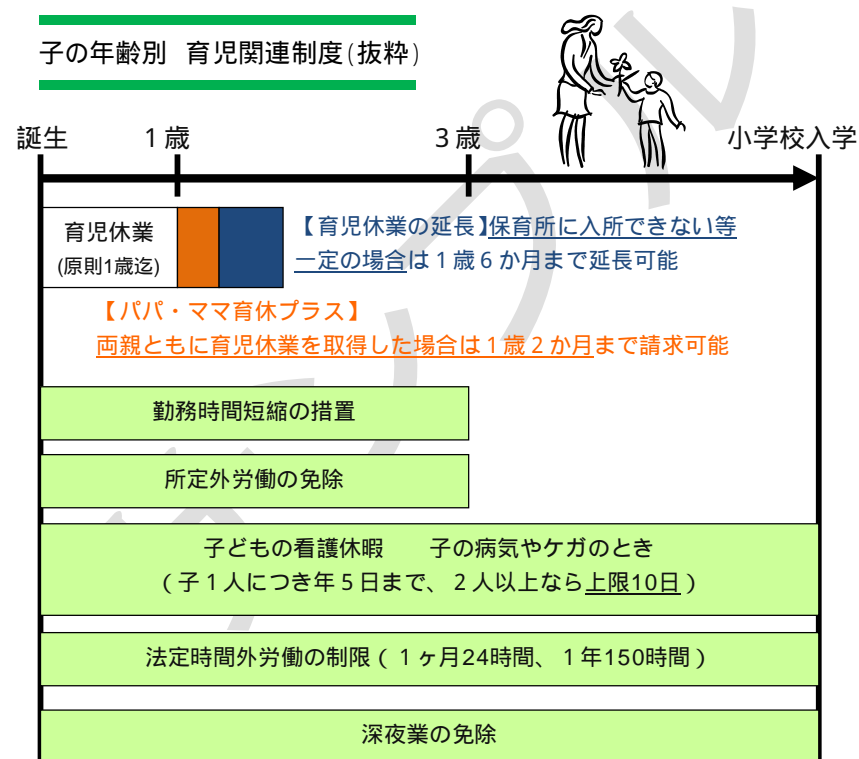
特別休暇を取得した日については、給与を支給しません。会社の所定休日も上記休暇日としてカウントしません(ただし、結婚休暇は除きます)

育児、子育てについて

育児に関する休暇や制限

子育てをする従業員が申し出た場合、育児休業や勤務時間短縮など仕事と子育ての両立支援のための措置をとります。詳しくは育児・介護休業等規程により申請して下さい。(詳細は [育児介護休業規程](#)参照)

子の年齢別 育児関連制度(抜粋)



育児休業を取得した日については、給与を支給しません。ただし、一定の要件を満たせば雇用保険から育児休業給付が受けられます。